

## 【サンプル貸出サービス利用規約】

### 第1条 (サンプル貸出サービスの成立)

お客様がサンプル貸出サービス利用規約を承諾の上、サンプル無償貸出サービス（以下、「本サービス」という）の申込みをし、株式会社富士通ゼネラル（以下、「当社」という）が発送完了のご連絡を送信した時点で、お客様と当社の間、CÓmodo gear のサンプル貸出サービス契約（以下、「本契約」という）が成立します。

### 第2条 (サンプル貸出サービスの対象)

1. 本サービスは、法人様のみがお申込み頂けるサービスです。お申込みされる場合は、会社名、部署名、役職名などをご登録ください。
2. 貸出数量は、同一法人において最大5台とさせていただきます。

### 第3条 (引渡しおよび貸出期間)

1. サンプルの引渡しは運送業者による配送にて行い、配送料は当社が負担します。なお、引渡し及びご利用は日本国内に限定させていただきます。
2. 貸出期間は、サンプルがお客様の下に到着した日から2週間（土日祝日を含む）とします。

### 第4条 (返却)

1. お客様は貸出期間終了日までに着荷するように、サンプルを当社に返却しなければなりません。なお、返送料はお客様負担となります。
2. お客様が貸出期間終了日までにサンプルを返却されなかった場合、お客様から、貸出期間終了日の翌日を貸出開始日とする1ヵ月分の有償貸出の申し込み（【貸出サービス利用規約】に基づく）があったものとみなし、当社が承諾した場合には貸出台数に応じた賃料（税込1万円/1ヵ月・台）を当社所定の方法により請求できるものとします。なお、お客様または当社から別段の意思表示が相手方に通知されない限り、当該契約は同一の条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第5条 (お客様の責任)

お客様は以下の各号に定めるところに従い、サンプルを取り扱うものとします。

- (1) 管理責任者を定めて善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 別途当社がお客様に提供する取扱説明書記載の用法に従って使用すること。
- (3) シリアル番号等の標識を抹消したり、取り外したりしないこと。
- (4) 分解・分析・改造・リバーズエンジニアリング等はしないこと。
- (5) サンプルに関する特許出願はしないこと。
- (6) 許可なく第三者に譲渡、賃貸もしくは担保に供しないこと。

(7) 外国へ持ち出さないこと。

#### 第6条（保証）

1. お客様は、当社からサンプルの引渡しを受けた後、速やかに状態を確認し、サンプルに不具合があった場合は引渡し日から3営業日以内に当社に通知しなければなりません。かかる通知がなされなかった場合、サンプルは正常な性能を備えた状態でお客様に引き渡されたものみなされます。
2. 当社は、以下の各号の事項について、一切の保証をしません。
  - (1) 本サービスの内容について、その完全性、正確性及び有効性等
  - (2) 本サービスに中断、中止その他の障害が生じないこと

#### 第7条（損害賠償）

1. 第5条各号のいずれかに反した使用・管理により、お客様や第三者に損害が生じた場合には、お客様の責任においてこれを処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. サンプルが損傷した場合、お客様は当社に対し直ちにその旨を通知しなければなりません。なお、損傷の原因がお客様の責に帰すると判断された場合、当社はお客様に対して、修理費及び修理期間に相応した賃料を請求できるものとします。
3. サンプルが盗難、滅失、または使用不能に陥った場合、お客様は当社に対し直ちにその旨を通知しなければなりません。なお、これらに陥った原因が、お客様の責に帰すると判断された場合、当社はお客様に対して、当社が定めた基準により算出したサンプルの代金相当額を請求できるものとします。

#### 第8条（反社会的勢力の排除）

当社は、お客様が以下の各号の一に該当すると判断した場合は、催告を要せず本契約を解除することができます。その場合、お客様は、当社に対し、解除により生ずる損害について、一切の請求を行えないものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、または過去に暴力団等であった場合
- (2) 暴力団等が事業活動を支配する法人である場合
- (3) 役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がいる場合
- (4) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して詐術、粗野な振舞い、合理的な範囲を超える負担の要求、暴力行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (5) 当社に対し自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合

#### 第9条（解除）

当社は、当社の判断により催告を要せずいつでも本契約を解除することができます。お客様は、当社による解除の通知後、遅滞なくサンプルを返却しなければなりません。なお、返送料はお客様負担となります。

#### 第 10 条 （管轄）

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 11 条 （準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とし、かつ、同法に従い解釈されるものとします。

#### 第 12 条 （規約の改訂）

当社が必要と判断した場合、当社は、お客様の承諾を得ることなく本規約の内容を変更することができ、当該変更は当社 WEB サイトに掲載された時点からその効力を生じるものとします。

(2022/4/25 初版)